



く）の集団」のことをい
い（施行令第6条12号）、
「はい作業」とは、「はい
付け（荷の積み上げ）、
はいくずし（荷の積み下
ろし）のことと定義して
います。

従いまして、ご質問の
作業は、「はい作業に該当
します。

従いまして、ご質問の
作業は、「はい作業に該当
します。

従いまして、「はい作業」に関
する具体的な規則はあり
ますか。

「はい」の荷崩れ等
の危険を防止するため次
のような規則があります。
まず、高さ2m以上の
高さ80cm）を一時保管の
ためフオーリフトを用
いて2段以上の積み上げ
等の作業を行っています
が、法的な規制はあります
すか。

答1 労働安全衛生法
(以下「法」という)で
は、「はい」とは「倉庫、
上屋又は土場に積み重ね
られた荷(小麦、大豆、
鉱石等のばら物の荷を除
く)の集団」のことをい
い（施行令第6条12号）、
「はい作業」とは、「はい
付け（荷の積み上げ）、
はいくずし（荷の積み下
ろし）のことと定義して
います。

従いまして、ご質問の
作業は、「はい作業に該当
します。

従いまして、「はい作業」に関
する具体的な規則はあり
ますか。

「はい」の荷崩れ等
の危険を防止するため次
のような規則があります。
まず、高さ2m以上の
高さ80cm）を一時保管の
ためフオーリフトを用
いて2段以上の積み上げ
等の作業を行っています
が、法的な規制はあります
すか。

職務として、
1、作業の方法及び順
序を決定し、作業を直接
指揮すること
2、器具、工具を点検
し、不良品を取り除くこ
と
3、当該作業を行う箇
所を通行する労働者を安
全に通行させるため、そ
の者に必要な事項を指示
すること
4、はいくずしの作業
を行うときは、「はい」の崩
壊の危険のないことを確
認した後に当該作業の着
手を指示すること

なお、荷役機械として
は、フオーリフト、フ
オーリクローダー、天井走
行クレーン、移動式クレ
ーンなどがあります。
また、荷姿としては、
①袋物②箱物③鋼材④木
材⑤コンクリート製品⑥
フレキシブルコンテナ⑦
その他(巻取紙、ドラム
缶など)があります。

そのほか、「はい作業」の
「派遣先事業者及び派
遣元事業者の双方につい
て、それぞれ、派遣中の
労働者の数を含めて、常
時使用する労働者の数を
算出するものであるこ
と」(昭61・6・6基発
第333号、昭63・10・
1基発第652号)

従いまして、パート、アル
バイト、派遣労働者を含
めて算出するものでしょ
うか。

安全を確保するための規
則が定められています。
(安規第427条～第4
35条)

問3 安全管理者の選任
や定期健康診断結果報告
の対象となる「常時50人
以上の労働者を使用す
る」とは、パート、アル
バイト、派遣労働者を含
めて算出するものでしょ
うか。

安全管理者の選任
や定期健康診断結果報告
の対象となる「常時50人
以上の労働者を使用す
る」とは、パート、アル
バイト、派遣労働者を含
め規格を算定するこ
とになります。

なお、安全委員会、衛
生委員会を設置すべき規
模の基準の算定も上記と
同じです。

(池戸労務安全管理事務
所所長 池戸宏光)

「常時○○人以上の労働
者を使用する」について
は、次の通達があります。
「常時○○人以上の労働
者を使用する労働者
とは、日雇労働者、パ
ートタイマー等の臨時の労
働者の数を含めて、常態
として使用する労働者の
数をいうものであるこ
と」(昭47・9・18基発
第602号)

また、派遣労働者につ
いては、次の通達があり
ます。

「労働Q&A」

ユーザー名 : meihoku
パスワード : meihokumeihoku

ホームページのトップページにある上記
ボタンでは、本誌に掲載された労働関係の
記事を、カテゴリごとに分類しています。

遣元事業者の双方につい
て、それぞれ、派遣中の
労働者の数を含めて、常
時使用する労働者の数を
算出するものであるこ
と」(昭61・6・6基発
第333号、昭63・10・
1基発第652号)